

春日井市女性相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性を取り巻く諸問題に係る悩みについて適切に相談に応じることによってその解消を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するために市が行う女性相談事業（以下「相談事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(相談員)

第2条 相談事業を実施するため、相談員を置く。

2 相談員は、女性を取り巻く諸問題に関して深い識見があり、相談事業の目的を理解している女性のうち、次の各号のいずれかに定める者とする。

- (1) 青少年女性センター、愛知県女性総合センターその他の女性関連施設又はこれに類する施設で相談員の経験がある者
- (2) 臨床心理士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(相談員の職務)

第3条 相談員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 女性の諸問題に関する相談・助言・指導に関すること。
- (2) 相談事業に係る講座の企画、運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めること。

(相談の種類、実施日時)

第4条 相談の種類は、女性の悩み相談（電話・面接）とする。

2 相談を実施する日時は、火曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後1時から午後4時30分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、相談事業を実施しない。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める日

(相談の記録保存)

第5条 相談員は、女性相談個票（第1号様式）により記録を行うものとする。

2 前項に規定する記録の保存期間は、相談が終了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間とする。

(託児)

第6条 相談者からの事前の申し出により託児を実施する。

(相談に係る費用)

第7条 相談に係る費用は、無料とする。ただし、電話相談に係る電話料金及び面接に係る相談者の交通費については、当該相談者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 相談員その他相談事業に関わる者（以下「相談員等」という。）は、相談事業が男女共同参画社会を目指す事業の一環であることを常に念頭に置き、相談事業が円滑に実施されるよう努めなければならない。

2 相談員等は、相談事業により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 相談員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、相談事業を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、女性相談事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正後の春日井市女性相談事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以後に実施した相談事業について適用し、同日前に実施した相談事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市女性相談事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後に実施した相談事業について適用し、同日前に実施した相談事業については、なお従前の例による。

レディヤンかすがい

多様性社会推進課 女性相談個票

氏名	(女・男)			年 月 日 (曜日)	
年齢	歳	生年月日 年 月 日生		電話・面接	: ~ :
地域	市内・市外	携帯		相談員氏名	
住所					
主訴					
相談の概要				対応の概要	
区分	1. 夫・彼からの暴力		2. 離婚問題		3. 夫婦の問題
	5. 家族の暴力		6. 家族の問題		7. 相続問題・金銭トラブル
	8. 生活困窮		9. 職場問題		10. ストーカー
	13. 支援措置 ()		14. 面接予約		11. 人間関係
					12. 心の問題
経緯	1. 広報 2. カード・パンフレット 3. その他 ()				